

拡大教授会

○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総B 2号）（総B 3号）
3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告（総B 4号）
4. 各委員会報告
5. College of Design（仮称）の設置検討状況について
6. 東京大学の新しいブランドマークについて
7. 研究費不正使用防止リーフレット（研B 4号）
8. その他
 - ・一高記念賞及び総長賞受賞者について（学B 1号）
 - ・東大駒場友の会「新入生保護者と教養学部長との懇談会とキャンパスツアー」について

○ 議題

1. バフワーン会長寄付建物について
2. 研究インテグリティ教育と研究倫理教育について（研B 3号）
3. 令和6年度4月1日付け再入学について（教B 1号）
4. 令和5（2023）年度教養学部卒業生数について（教B 2号）
5. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部国際交流センター規則の一部改正について（教B 3号）
6. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部と国立台湾大学文学院との部局間学生交流覚書の締結について（教B 4号）
7. 2024年度役職者について（総B 5号）

教授会

○ 教員人事

退職転職等			1件
准教授	提	案	1件
教授	報	告	6件

計8件

委員会関係

教務委員会 ・令和5年度前期課程退学命令対象者について

財務委員会

教育研究経費委員会

情報基盤委員会

入試委員会

学生委員会

三鷹国際学生宿舎
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会

建設委員会

環境委員会

防災委員会

その他

拡大教授会および教授会議事要旨(案)

日 時 2024年2月15日(木) 15:01~15:58
場 所 Zoom会議
出席者 218名

議 題

○ 報告事項

1. 総務委員会報告

研究科長から、2月15日開催の総務委員会について説明・報告があった。

2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

研究科長から、1月30日、2月6日開催の研究科長・学部長・研究所長合同会議について、資料(総A1号)(総B2号)に基づき説明・報告があった。

3. 研究費不正使用の注意喚起

研究科長から、資料(研B3号)に基づき報告があった。

4. 各委員会報告

・研究科長から、入試委員会として入試業務における注意喚起があった。

5. その他

・研究科長から、「退職教職員送別パーティー」のお知らせについて説明があった。

・若杉桂輔教授から、教養教育高度化機構シンポジウムについて説明があった。

・若杉桂輔教授から、教育・研究活動での生成AI利用に関する調査への回答依頼について説明があった。

・研究科長から、2024年4月1日以降の専門業務型裁量労働制の適用にかかる同意等の手続きについて、期日までに手続きを行うよう依頼があった。

・市野川容孝教授から、前回の拡大教授会において、2023年12月21日に開催された情報セキュリティセミナーに関し本学としての見解を確認するよう研究科長へ依頼があった件について、進捗の確認があった。

・大石和欣教授から、本部からの教員の人件費配分の見通しについて確認があった。

以下、教授会構成員対象の議題です。

○ 教員人事

退職転出等			1件
准教授	報	告	23件
教授	報	告	44件

計68件

以上

令和6年02月20日(火) 15:00～

議題及び資料

01 学内外情勢	総長
(資料1) 学内外情勢	
02 College of Design(仮称)の設置検討の状況について	総長
(資料2) College of Design(仮称)の設置検討の状況について	
03 令和6(2024)年度理事等の分担	総長
(資料3) 令和6(2024)年度理事等の分担(学内限り)	
04 広報・コミュニケーション活動報告 * 報告	河村執行役
(資料4) 広報・コミュニケーション活動	
05 新たな東京大学ロゴマークの運用方法 * 報告	河村執行役
(資料5) 新しい東京大学のブランドマーク	
06 Elsevier社学術誌「転換契約」の実施 * 報告	坂井附属図書館長
(資料6) Elsevier社学術誌「転換契約」の実施について(学内限り)	
07 研究費不正使用防止にかかる啓発活動及び適正な執行管理 * 報告	齊藤理事
(資料7) 研究費不正使用防止にかかる啓発活動及び適正な執行管理について	
08 多様性包摂共創センターに設置するオフィスへの協力依頼 * 報告	林理事
(資料8) 東京大学多様性包摂共創センター(IncluDE)実践部門に置くオフィス	
09 寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等 * 報告	齊藤理事
(資料9) 寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等	
10 その他	大久保理事
(1) 令和6(2024)年度会議等予定表	
(資料10) 令和6(2024)年度会議等予定表(案)Ver.2	
(2) 令和7(2025)年度学術システム研究センター研究員候補者の推薦	齊藤理事
(資料11) 令和7(2025)年度学術システム研究センター新規研究員候補者の推薦について(依頼)	

議題及び資料

01	学内外情勢	総長
	(資料1) 学内外情勢	
02	令和6(2024)年度理事等の分担	総長
	(資料2) 令和6(2024)年度理事等の分担(学内限り)	
03	東京大学学部通則等の一部改正及び休学期間に算入しないことができる休学の事由及び期間についての制定	太田理事
	* 審議	
	(資料3) 3-1:東京大学学部通則の一部を改正する規則(案)、3-2:休学期間に算入しないことができる休学の事由及び機関について(案)	
04	東京大学学部通則の一部を改正する規則の一部改正	太田理事
	* 審議	
	(資料4) 東京大学学部通則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(案)	
05	東京大学における検定料、入学料及び授業料等の費用に関する規則の一部改正	太田理事
	* 審議	
	(資料5) 東京大学における検定料、入学料及び授業料等の費用に関する規則の一部を改正する規則(案)	
06	東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正	齊藤理事
	* 審議	
	(資料6) 東京大学における教員の任期に関する規則の一部を改正する規則(案)	
07	運営方針会議検討タスクフォースの設置	総長
	* 報告	
	(資料7) 運営方針会議検討タスクフォースの設置について	
08	東京大学特別教授の決定	総長
	* 報告	
	(資料8) 東京大学特別教授の決定について(報告)	
09	東京大学特命教授の決定	総長
	* 報告	
	(資料9) 東京大学特命教授の決定について(報告)	
10	共用研究設備システムの研究設備情報の新規登録・確認	齊藤理事
	* 報告	
	(資料10) 共用研究設備システムの研究設備情報の新規登録・確認について(照会)	
11	令和5年度若手研究者育成支援「東京大学卓越研究員(公募型)」	齊藤理事
	* 報告	
	(資料11) 令和5年度若手研究者育成支援(東京大学卓越研究員(公募型))(報告)	
12	生成AI利用に係るセキュリティガイドライン	角田理事
	* 報告	
	(資料12) 東京大学における生成AI利用に係るセキュリティガイドライン(学内教職員限り)	
13	標的型攻撃メール訓練実施報告	角田理事
	* 報告	
	(資料13) 2023年度標的型攻撃メール訓練実施報告(学内教職員限り)	
14	「施設保全カルテ」調査結果報告	大久保理事
	* 報告	
	(資料14) 「施設保全カルテ」調査結果報告(概要版)	

議題及び資料

- 15 令和5年度ストレスチェック実施報告 齊藤理事
* 報告
(資料15) 令和5年度ストレスチェック実施報告(科所長・本部部長限り)
-
- 16 会計検査院の实地検査(特定の事項)結果 大澤執行役
* 報告
(資料16) 会計検査院の实地検査(特定事項)結果—講評事項の概要—(学内限り)
-
- 17 UTokyo Global Navigation Board (GNB) First In-person Meeting開催報告 総長
* 報告
(資料17) UTokyo Global Navigation Board (GNB) First In-person Meeting開催報告(学内限り)
-
- 18 寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等 齊藤理事
* 報告
(資料18) 寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等
-
- 19 その他 齊藤理事
(1) 新SPRING GX

(資料19) 新SPRING GX追加募集
-

2024年2月全学環境安全管理室等会議・事故災害報告(要約)

・不休業事故・災害

- 23272F 技術職員(女性:50歳);馬房に馬を誘導していた際、馬が突然走り出して蹴られた。
- 23274F 教授(男性:65歳);林内を歩行していたところ、濡れた落ち葉に足を取られて転倒。岩に左膝を強打して骨折した。
- 23276F 教授(男性:61歳);砂利道を徒歩で移動していたところ、露出したコンクリートに躓き転倒して頭部に切創を負った。
- 23277F 助教(女性:49歳);注射針をシリンジからはずそうとして、誤って左手中指に針を刺した。
- 23279F 看護師(女性:46歳);棚に物を置いた際、棚から出ていた不要な木ネジに左手を引っ掛け挫創を負った。
- 23280F 特任助教(女性:40歳);解剖を行っていた際、誤ってメスの先端が左手親指に当たり切創を負った。
- 23282F 研究員等(男性:43歳);ガラス管を耐圧チューブに挿入していたところ、ガラス管が破損し左手掌に切創を負った。
- 23284F M2 院生(男性:24歳);ニトリル手袋に亀裂が入っていることに気づかず、ギ酸をスポイトで吸い上げシャーレに出す作業を繰り返していたところ、左手中指に化学薬傷を負った。
- 23288F 特任専門職員(女性:39歳);液体窒素の汲み出しの際、寒剤用手袋を外して作業していたところ、液体窒素導入に使用していた金属管を不意につかんでしまい火傷を負った。
- 23289F 技術補佐員(男性:32歳);ボール盤で万力にはさんだアルミブロックに穴を開ける作業をしていたところ、万力ごと回転して左手親指に当たり爪が割れた。
- 23291F 研究員等(女性:39歳);犬のレントゲン撮影中、仰向けでいた犬の姿勢を直そうとした際に顎を咬まれた。

・通勤災害

- 23281J M1院生(女性:26歳);自転車では信号のない交差点を渡ろうとした際、進入してきた車と衝突した。
- 23285J 派遣職員(女性:27歳);混雑した電車内で壁に頭をぶつけた後、左耳が聞こえなくなった。(休業1日)

・その他

- 23268S 外部業者;建物入口にあったマットを越える際、台車に積み上げていた試薬瓶が入った箱が転落。試薬瓶(グルタルアルデヒド)が破損し漏洩した。
- 23275S 学部学生2年(男性:20歳);イベント撤収作業のためトラックを中庭にバックで進入させようとしたところ、水洗い場として設置(借用)していたシンクと衝突した。

・人的被害なし、設備災害でない小火あり

- 23271Nf 実験室内の掃除の際、オートクレーブに接続していた電源タップが焦げているのを発見した。

・人的被害なし、設備災害でない破裂あり

- 23269Nb ヒートガンを冷却するために送風状態で作業台に置いていたところ、熱風の吹き出し方向に置いてあった小型のガス缶が加熱されてしまい破裂した。

・人的被害なし、設備災害でない機器・施設損傷あり

- 23273Nd 実験室内から3輪電動車で室外に出ようとした際、扉に接触した。
- 23278Nd コンセントからプラグが抜けなかったため、てこを利用しようとコンセントとプラグの間にハサミを挿入したところ、火花が散りコンセント口が焦げた。
- 23287Nd 公用車を駐車しようとしてバックしていたところ、バンパーが空調室外機設置場所の枠に接触した。
- 23290Nd 公用車を駐車場に入れようとした際、雪でスタックしたため後退しようとしたところ、車体が横滑りして

支柱に衝突した。

23292Nd チェーンブロックで吊り上げた 100kg程の真空部品を手で移動させていたところ、吊り具が外れて落下した。

・人的被害なし、設備災害でない有害物（臭）流出あり

23270Ni 複数の不要試薬を水に溶かして処分しようとしたところ、激しい反応がおこり(おそらく塩酸による)白煙と異臭が発生した。

以上 教養学部等環境安全管理室

College of Design（仮称）の設置検討状況について

College of Design（仮称）の設置は、本学が目指すべき理念や方向性をめぐる基本方針 UTokyo Compass に掲げた「新しい大学モデルの構築」に向けた取組のうち、本学が今後取り組む主要施策の1つとして検討してきたものです。

複雑化・多様化する現代社会において、人類社会が直面する地球規模の課題に対して率先して取り組み、未来の変革者となる卓越した人材が求められています。College of Design（仮称）では、社会システムの変革を含む広義の「デザイン」を核に、既存の学問領域を超えた学際的な学びと課題解決の場を提供し、現代と未来の社会変革を推進する次世代のリーダーやクリエイターの育成と輩出を目指します。

本構想は、「UTokyo Compass 2年経過成果報告」の一部として2023年10月末に学外にも公表するとともに、同構想の実装を推進するため、College of Design 設置検討委員会を立ち上げ、学内における本格的な議論を進めているところです。

College of Design（仮称）は2027年秋の開設を目指しており、2024年2月現在、以下のような方向で検討を開始しています。今後学内での検討をさらに深めながら、必要な手続きについて関係機関と調整を進めていきます。

①教員組織について

- ・多様な教員を国内外から招へいし、民間企業の実務家等の指導を受けられる体制を整備
- ・新組織の教員は既存学部との兼任を進め、教育と研究の両面で全学的な改革を推進

②新課程のカリキュラムについて

- ・学士課程修士課程一貫の5年制の課程
- ・デザインを幅広い概念として改めて定義し、従来の人文学、社会科学、自然科学、工学などの分野をまたぎ、文理融合の学際的な知識に基づく、従来とは異なる「デザイン」教育を展開
- ・学生自身の関心や問題意識に従い、学生が主体的に学んでいける環境を提供

③新課程の規模について

- ・1学年100名程度、既存の学部学生も新課程の授業を受講できる制度を検討

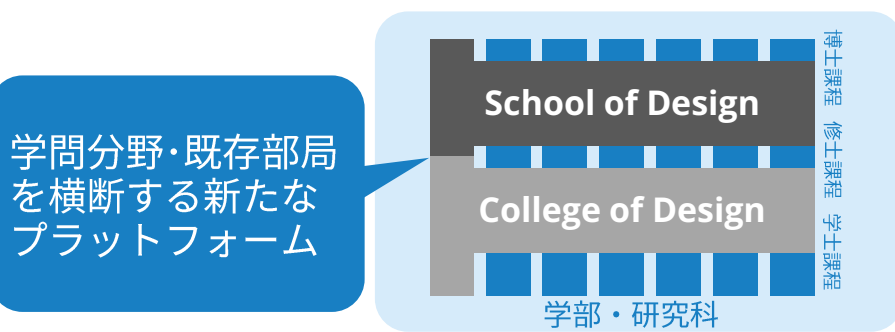
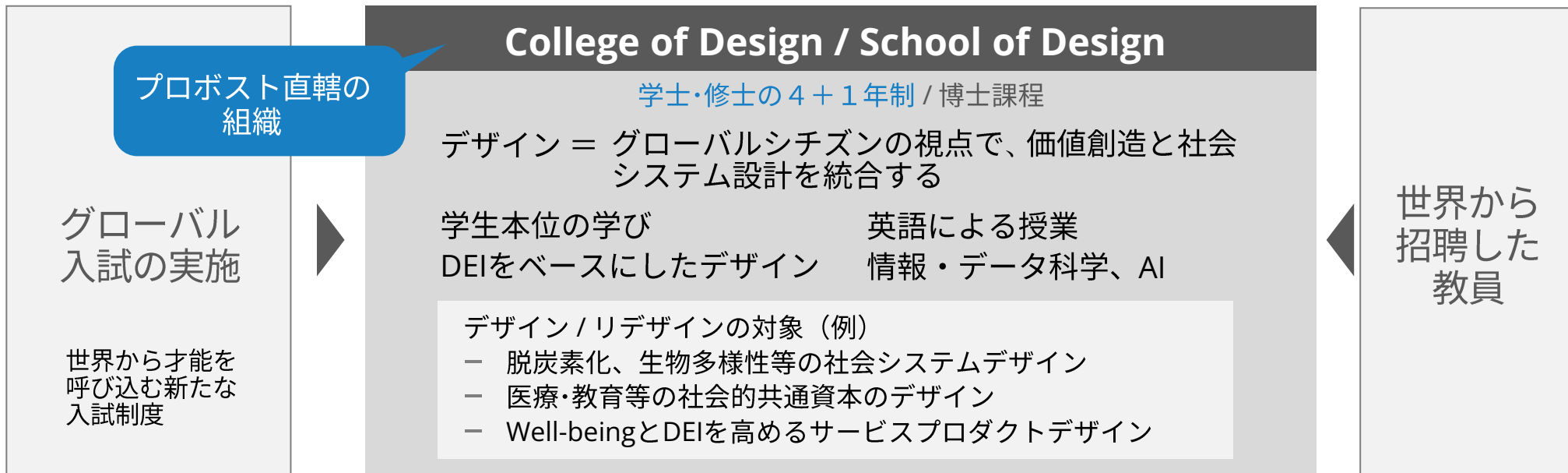
④新課程の入学試験について

- ・グローバル入試を実施し、日本国内を含め世界から学生を受入
- ・入学時期は秋、従来の大学入試にとらわれない新しい選抜方法で、多様性を確保

複雑な世界的課題に対応するCollege of Design

2023年10月30日公表済み資料を一部修正

本学の国際的存在感・競争力を増すための教育改革



学生・教員のシェア構造

教員の一部が既存学部と兼任し、教育・研究面での改革を全学へ波及。**(Shared Faculty)**

カレッジ所属の学生**(Core)**に加え、既存学部から参画する学生**(Affiliate)**により、CoDと既存学部との間のシナジー効果を拡大。

目標 (大学全体) :
25年後(2049年)までに

学生に占める**外国人学生の比率**
学部 > **30%** 大学院 > **40%**

外国籍研究者比率 > 30%

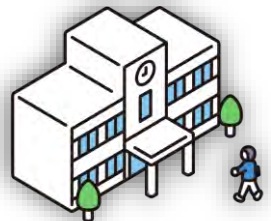
女性教員比率 > 40%

UTokyo College of Design/School of Design概念

世界水準の教育研究を具現化する“The New University”

2023年10月30日公表済み資料を一部修正

プロボスト直轄組織（全体の再構築を見据えた合理的・戦略的・効率的資源配分）



国内高校（一条校）

海外高校

国内インターナショナルスクール



グローバル入試
（多様性を最大限反映）
（国際AO入試のプロ集団を配置）

UTokyo
Breakthrough



経済的・人道的に困難な
状況にある国内外学生

英語学位プログラム 統合



College of Design

New English-medium College（学士・修士5年一貫）

Design =

グローバルシチズンの視点で
価値創造と社会システム設計を
統合する

Student-Centered
の教育の場
新たなカリキュラム

学修マネジメントシステム

UTokyo One (UTONE)
各学生の学習ポートフォリオ

最先端オンライン
教育システム

Core Students

Affiliate
Students

ソーシャルインパクト

アントレプレナーシップ

イノベーション

Global South・地域/地方

SDGs

地球規模課題解決

サービスラーニング

留学/インターンシップ

School of Design

博士課程



世界の大学院/東大大学院

博士進学・研究者キャリア形成

世界に貢献する
デザイン理論・実践



既存学部学生

連携

シェアード・ファカルティ制度

東大全学部・部局の参画 =
専門性と領域横断型の教育・研究推進

国際的に優秀な教員獲得

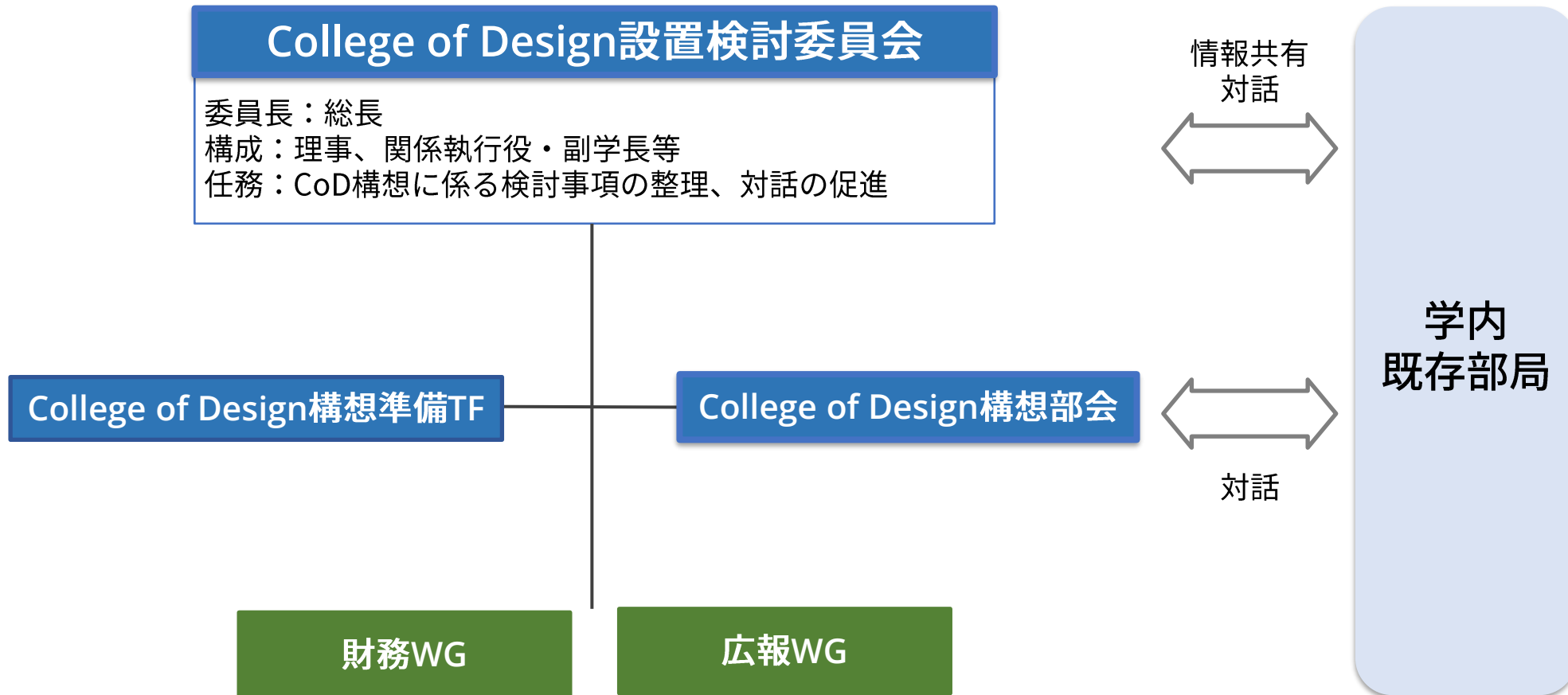
- 柔軟な雇用・契約方式
- 国際公募
- クロスアポイントメント
- グローバルフェロー



全学の国際教育
プラットフォーム



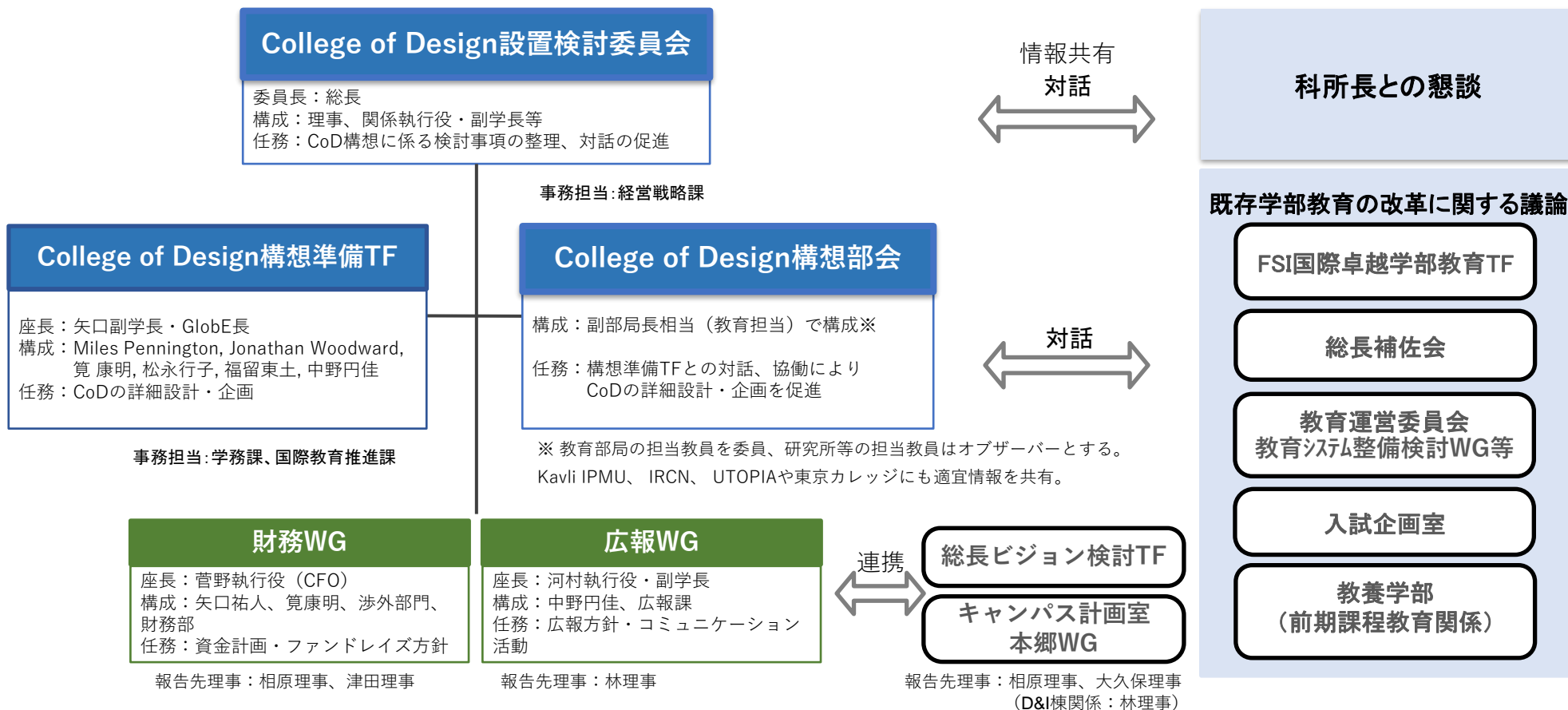
College of Design設立に向けた検討体制



部課横断による事務支援体制

College of Design設立に向けた検討体制

学外には公表しない



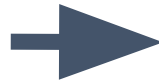
部課横断による事務支援体制

新しい東京大学のブランドマーク

Why

「世界の誰もが来たくなる大学」**新たな大学**のイメージの浸透

What



- 1) 東京大学ブランドマークの刷新
- 2) ビジュアルアイデンティティガイドライン
- 3) ブランドマーク使用規定のアップデート

- ・ ロゴ申請は**毎回**、**事前**にお願いしたい
- ・ 申請方法は、メールから**Forms**へ
- ・ 学内組織・教職員は**事前レビュー**不要
- ・ **東大生協**と**UTCC**などの商品にも使用
- ・ **子会社**(株式保有率50%以上)の使用
- ・ 定期的**レビュー**で、ガイドラインの**浸透度**を確認
- ・ ガイドラインは今後、**ブラッシュアップ**

1/30 科所長会議で頂いたご意見

- ・学部のマークを変える必要があるのか？単独で使えないのか？
- ・同窓会の使用が認められないのはおかしい。
- ・学生の発表用スライドに使い易くして欲しい。
- ・勝手に使っている人が多数いるので、厳しくする必要はない。
- ・悪用を防ぐことは大事だが、広く使ってもらうこととの両立は難しい。
- ・海外大学では大学マークのバッジを付けている。作れないか？
- ・東大を会場とする学会のポスターなどに使えないのはおかしい。
- ・学会は外部団体だが、東大教員がオーガナイズしていれば認めて良いのではないか？
- ・使用する団体(人物)が責任を取れるかどうかで線引きしているのは厳しすぎる・
- ・推薦状を書くたびにその都度申請しなければならないのは手間。
- ・現状、東大生協とUTCCにのみ販売を認めているが、運動会などで学生がグッズを販売し、収益を活動費に当てることは認めて良いのでは？
- ・使って良いケースと使ってはダメなケースが分かるようにホワイトリストのようなものがあると良いのでは？
- ・4月に公開するビデオを作成するのに、2月末では間に合わないので、早めにロゴをもらえないか？

より多くの方に愛される、もっと使い易いマークに

ロゴ申請

- ・ 推薦状、レターヘッド等同じ目的・レイアウトであれば初回のみでOK
- ・ 教員がオーガナイズする学会のポスターにも利用可能
- ・ 教職員はポータルサイト、学生はUTASで
- ・ 学内組織・教職員・学生は事前レビュー不要
- ・ 子会社、届け出学生団体、運動会運動部・校友会登録団体も利用可能(担当課が代理申請)

営利目的

- ・ 東大生協とUTCCの商品に利用
- ・ 学生、卒業生団体は担当課からFormsで申請(要レビュー)

今後のスケジュール

- ・ 3月初旬に全学的な説明会を開催(Zoom)
- ・ 早めにデータを提供できるようにデザイナーと交渉中
- ・ Zoom背景、レターヘッド、学会発表用スライドなどのフォーマットを提供予定

新しい東京大学のブランドマーク

「世界の誰もが来たくなる大学」新たな大学のイメージ



Coming soon!

2024/4/1

The University of Tokyo Charter

I. Academic Pursuits
(Research principles)

The University of Tokyo respects the diverse, independent and creative research activities by its members and institutions engaged in seeking truths and creation of knowledge, and aims to pursue research level with that of the world's highest level.

The University of Tokyo recognizes that research ought to serve the development of peace and welfare of humanity, and **undertakes regular self-examination of the methods and contents of its research**. In addition to **self-review of research activities** and releasing the results to the public, the University shall also receive evaluations from appropriate third parties **to achieve accountability**.

Basic policy

(1) The system of responsibility and authority of those involved in management and administration shall be clarified and made public inside and outside the University of Tokyo.

(2) Establish a management and operational system with an effective deterrent function by identifying factors that induce fraud and formulating a specific plan to prevent improper use.

(3) Based on the abuse prevention plan, a system for appropriate budget execution shall be established.

(4) To disseminate an understanding of the rules to all members within the University of Tokyo, and to establish a system to ensure that information from within and outside the University of Tokyo is communicated appropriately.

(5) Aiming to minimize the possibility of the occurrence of fraud, an effective monitoring system will be established from a University-wide perspective.

※From Article 4 of the Ordinance on Prevention of Misuse of Competitive Funds, etc. at the University of Tokyo

研究費の使用ルールや事務手続きがわからない、不正使用が発覚したなど、困ったときは学内相談窓口にご相談ください。



学内相談窓口
On-campus consultation

競争的研究費に関する相談窓口:
Consultation service for competitive research funding

研究推進部研究資金戦略課
Research Funding Strategy Group

TEL: 03-5841-2350

Mail: gaibushikin.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

不正使用に関する窓口:
Contact for Improper Use of Research Funds

研究推進部研究倫理推進課
Research Ethics Promotion Group

TEL: 03-5841-4304

Mail: kenkyu-kihan.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

ホットライン
Hotline

第三者の運営する相談機関(ダイヤル・サービス(株))が通報を受け付けます。通報者は通報したことで不利益な取扱いを受けることはありません。

詳細は以下のホームページをご覧ください。
[東京大学 競争的研究費等不正使用防止ポータル | Prevention of Misuse of Competitive Funds, etc. \(u-tokyo.ac.jp\)](#)

研究費不正使用防止について、さらに知りたいときは、東京大学競争的研究費等不正使用防止ポータルをご覧ください。

東京大学 研究費不正 検索



研究費の
適正な使用を!!

～研究費不正使用防止～

Use your research funds properly!

2024年2月

February 2024

東京大学

The University of Tokyo

研究費不正使用を根絶しよう!

東京大学では、「研究費不正使用防止計画」を策定し、機関を挙げて不正使用行為の防止に取り組んでいます。

研究費不正使用
しないワン!
させないワン!!

- ☑私的流用 ☑預け金
- ☑カラ出張 ☑カラ謝金
- ☑目的外使用 ...



東京大学 研究費不正使用防止ポータル

東京大学憲章(抜粋)

I. 学術
(研究の理念)

東京大学は、真理を探究し、知を創造しようとする構成員の多様にして、自主的かつ創造的な研究活動を尊び、世界最高水準の研究を追求する。東京大学は、研究が人類の平和と福祉の発展に資するべきものであることを認識し、**研究の方法および内容をたえず自省**する。東京大学は、**研究活動を自ら点検**し、これを社会に開示するとともに、適切な第三者からの評価を受け、**説明責任を果たす**。

基本方針

- (1) 管理・運営に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、東京大学内外に公表する。
- (2) 不正を誘発する要因を把握し、具体的な不正使用防止計画を策定することにより、実効的な抑止機能を備えた管理・運用体制の構築を図る。
- (3) 不正使用防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う体制を整備する。
- (4) ルールに関する理解を東京大学内の構成員に浸透させ、東京大学内外からの情報が適切に伝達される体制を構築する。
- (5) 不正発生の可能性を最小限にすることを目指し、全学の観点から実効性のあるモニタリング体制を整備する

※「国立大学法人東京大学における競争的研究費等の不正使用防止に関する規則」第4条より

研究費の不正使用とは？

競争的研究費等の使用にあたり、実体のない謝金・給与の請求、実体を伴わない旅費の請求をはじめとして、**法令、研究費の配分機関又は学内で定められた規則等に違反する行為**をいう。
※「国立大学法人東京大学における競争的研究費等の不正使用防止に関する規則」第3条より

不正となりうる使用事案の例

・A教授は、出張旅費の架空請求を行い、虚偽の出張報告により、旅費を不正に獲得した。その旅費で私的に書籍を購入した。

・B教授は、学生等に架空の勤務日時間を出勤表に記載させ、研究補助業務を実施したように装い、謝金支出の手続きを行った。また、学生等に振り込まれた謝金を、学生等から現金で受領した。

・C教授は、自動車を利用して出張した。自動車利用による旅費請求手続きのルールを知りつつ、実際とは異なる鉄道利用による旅費請求手続きを行い、旅費を不正に獲得した。

不正使用があったら！（ペナルティ）

◀ 公的研究費の応募制限 ▶

○ 不正使用を行った研究者または共謀者：

- ・ 私的流用の場合：**10年**
- ・ 私的流用以外…

- ① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合：**5年**
- ② ①及び③以外の場合：**2～4年**
- ③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合：**1年**

○ 偽りその他不正な手段により競争的研究費等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者：**5年**

○ 善管注意義務違反を行った研究者：

善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、**上限2年、下限1年**

※上記以外で、懲戒解雇、諭旨解雇、停職、減給などの懲戒処分を受けることがあります。また、悪質性が高い場合は、**法的措置**を講じられることがあります。

不正行為の種類

種類	内容
私的流用	個人の利益を得るために研究費を流用すること
目的外使用	研究費で購入した物品等を、本来の研究課題以外の目的に使用すること
預け金	業者に架空の請求書を提出させ、代金を業者に管理させ、伝票とは異なる物品や役務の提供を受けたり、金券等を受領したりすること
カラ給与・謝金	勤務の事実がないにもかかわらず、被雇用者が勤務したように装った虚偽の出勤簿(日報や月報)等により請求し、大学に給与や謝金を支払わせること
カラ出張	出張の事実がないにもかかわらず、実際に出張したように装った虚偽の出張申請や報告により請求し、大学に出張費を支払わせること
還流行為	学生等に支払われた給与や謝金、旅費などが一旦支給された後に、その全部または一部を回収し、私的流用や、研究室の維持・運営に必要な経費等に充てるなどを行うこと
期ズレ	物品等の代金を、翌年度の研究費から支出すること
分割発注	発注時の事務手続きを逃れるために、一体、一式、一システムで使用するものを意図的に分割して発注すること
競争・公平性の無担保	不要な仕様要件や競争参加資格要件を付すことにより競争性を阻害したり、特定の企業が有利となるような、公正性かつ無差別性の確保を講じない発注を行うこと

What is misuse of research funds?

In the use of competitive research funds, **this term refers to acts that violate laws and regulations, or the rules and regulations of the organization allocating the research funds or the university**, including requests for unsubstantiated rewards or salaries, and requests for travel expenses without substantiation.
※from Article 3, Ordinance on Prevention of Misuse of Competitive Funds, etc. at the University of Tokyo

Cases of Potentially Fraudulent Use

・Professor A made fictitious claims for business travel expenses and fraudulently obtained travel expenses through false travel reports. He purchased books for personal use with the travel expenses.

・Professor B had the students enter fictitious workdays and hours in their attendance sheets, and pretended that they were performing research assistance work, and then proceeded to make payments of gratuities. In addition, he received the rewards in cash from the students, which were transferred to him.

・Professor C traveled on business by car. Knowing the rules of procedure for claiming travel expenses by car, he fraudulently obtained travel expenses claiming to have travelled by train, which was different from the actual method.

Penalties for misuse

◀ Restrictions on eligibility ▶
○ Researchers and others engaged in misuse:

- ・ In case of private appropriation: **10 years**
- ・ In case of appropriation for personal use:
 - ① if the impact on society is significant and the conduct is highly malicious: **5 years**
 - ② except for cases in ① and ③: **2 to 4 years**
 - ③ if the impact on society is minor and the conduct is not so malicious: **1 year**

○ Researchers who receive competitive funds through deception or other wrongful means and researchers who conspire with them: **5 years**

○ Researcher who has violated the duty of care of a good manager:

Minimum of 1 year to maximum of 2 years depending on the degree of breach of duty by the researcher who has the duty of care

※ In addition to the above, researchers may be subject to disciplinary actions such as **dismissal, admonishment, suspension or reduction in pay**. Furthermore, **legal action** may be taken in cases of highly malicious intent.

Types of fraud

Type	Contents
Private appropriation	Diversion of research funds for personal gain.
Using goods for other purposes	Using goods purchased with research funds for purposes other than the research objective originally stated.
Surrendering money for kickbacks	Having contractors issue fictitious invoices, allowing them to manage the corresponding money remitted by the University, and then requesting them to provide goods and services not listed on invoices or receiving cash or gift vouchers or gifts in return.
Fictitious reward money · reward	Making a claim based on a false attendance record (daily or monthly report) to make it appear that the employee worked, even though he or she did not, and having the University pay salary or gratuities to the employee.
Fictitious business travel	Applying for fictitious business travel expenses and using the money received from the University for research or private purposes.
Act of reflux	Recovering all or part of salaries, honoraria, travel expenses, etc. paid to students, etc., after they have been paid, and diverting them for personal use, or using them for expenses necessary for the maintenance and operation of laboratories, etc.
Paying for expenses from the following year's budget	Paying expenses for goods purchased in a given year from research funds of the following year.
Deliberately dividing a single order	Intentionally dividing an order for an expensive item that should be used as a single unit or system, so as to avoid necessary administrative procedures for purchasing such items.
Purchasing goods without ensuring competitiveness or fairness	Purchasing goods without ensuring competitiveness by setting unnecessary specification or eligibility requirements, or procuring goods without ensuring fair procedures and discriminating against suppliers in favor of a particular supplier.

令和5年度 一高記念賞 受賞者名簿

学部 (表彰年月日 令和6年3月22日)

◆学業◆

井瀉 瑞希	教養学科・超域文化科学分科	4年
本幡 直子	教養学科・地域文化研究分科	4年
白石 一颯	教養学科・総合社会科学分科	4年
CLAYTON Christopher Paul	教養学科・国際日本研究コース	卒業
松岡 聖人	学際科学科・広域システムコース	4年
LUK Wing Yiu	学際科学科・国際環境学コース	卒業
武田 賢	統合自然科学科・認知行動科学コース	4年
荒井 大和	統合自然科学科・数理自然科学コース	4年

大学院 (表彰年月日 令和6年3月21日)

◆学業◆

柳澤 彩華	言語情報科学専攻	修士2年
石川 愛	超域文化科学専攻	修士2年
中野 瑛美	地域文化研究専攻	修士2年
金子 聖仁	国際社会科学専攻	修士2年
劉 潤晶	広域科学専攻・生命環境科学系	修士2年
荒木 裕太	広域科学専攻・相関基礎科学系	修士2年
河合 優悟	広域科学専攻・広域システム科学系	修士2年
後藤 結理	「人間の安全保障」プログラム	修士2年
許 潔	国際人材養成プログラム	修士2年
LLOYD Sabrina Gyuliana	国際環境学プログラム	修士2年
呉 映月	多文化共生・統合人間学プログラム	修士2年
モハッラミプール ザヘラ	超域文化科学専攻	修了
織間 大気	広域科学専攻・生命環境科学系	博士3年
板尾 健司	広域科学専攻・相関基礎科学系	博士3年
佐藤 洋	広域科学専攻・広域システム科学系	博士3年
Annamarie Ruelle Sasagawa	国際人材養成プログラム	修了
LAN Hui	国際環境学プログラム	博士3年

令和5年度学生表彰「東京大学総長賞」の選考結果については、以下のリンクにアップされます。

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/events/h12_03.html

東京大学合格
心よりお祝い
申し上げます



駒場リベラルアーツ基金 ご支援のお願い

この度は、ご子息ご息女の合格、誠にありがとうございます。東大生が本学における学士課程の最初の2年間を過ごすのが、大学院総合文化研究科・教養学部を擁する駒場Iキャンパスです。

駒場リベラルアーツ基金は、2022年の設置以降、保護者、OB・OG、教職員のみならず、より広く社会全体にご支援をお願いしており、お寄せいただきました浄財は、学生や教員の教育研究はもちろんのこと、1号館(時計台)改修や講義棟建設、駒場図書館II期棟建設など、ご子息ご息女が日々使う施設の大規模な環境整備にあてられます。前期課程での学習環境をより良いものとし、充実した教養学部生活を送っていただくためにも、皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。



東京大学
大学院総合文化研究科長・教養学部長
真船 文隆

東大駒場友の会 会長ご挨拶

お子様の東京大学への合格、誠にありがとうございます。東大駒場友の会は、卒業生・在学生の保護者・教職員が協力して、駒場Iキャンパスでの教育研究・勉学を支援し、その文化を発信し、共に集うことを目的として、2004年に設置されました。

主たる事業として、学部長との懇談会や講演会・音楽会の開催、学生たちが使う駒場図書館・駒場博物館・学生宿舎等への支援、学生団体や駒場の文化教育活動への支援などを行っています。そして、東大駒場友の会にご入会いただくことにより、学部長との懇談会へご参加いただけるほか、多くの特典をご用意しております。教養学部とより一層の協力を図り、当会事業の発展に努めております。皆様のご入会をお待ちしております。



東大駒場友の会
会長
木畑 洋一

	駒場リベラルアーツ基金	東大駒場友の会
趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の修学支援 ・大規模設備の環境整備による学習環境の向上 ・研究支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業生・在学生、その保護者、教職員の集いの場 ・文化発信 ・学生団体の課外活動支援等
年会費	—	5,000円/通常会員(卒業生・教職員) 4,000円/会友会員(在学生・保護者等)
寄付事業	一口10,000円～ ※10口以上のご支援をお願いいたします	学生への独自の寄付事業を行っています
特典	<ul style="list-style-type: none"> ・税法上の優遇措置の適用 ・銘板掲示(一括50万円(50口)以上ご支援の方限定) ・各種イベント等のご案内 	<ul style="list-style-type: none"> ・学部長との懇談会へのご案内 ・当会主催・協賛の文化行事のご案内 ・会報の送付
	<p>■ご寄付に関するお問合せ</p> <p>東京大学基金事務局 〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1 TEL. 03-5841-1217 / FAX. 03-5841-1219 e-mail kikin.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp</p> <p>■研究や活動に関するお問合せ</p> <p>東京大学教養学部等事務部経理課(研究支援チーム) 〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1 TEL. 03-5454-4419 e-mail ken9.c@gs.mail.u-tokyo.ac.jp</p>	<p>■お問合せ</p> <p>東大駒場友の会 事務局 〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1 e-mail info@tomonokai.c.u-tokyo.ac.jp</p> <p>■入会はこちら</p>  <p>https://tomonokai.c.u-tokyo.ac.jp/</p>



駒場リベラルアーツ基金

ご寄付には税法上の優遇措置が適用されます

■ご寄付の特典 一口10,000円
(10口以上のご支援をお願いいたします)

NEW 特典
1

駒場ファカルティハウス
(同窓会館)への銘板掲示
(一括50万円(50口)以上ご支援の方限定)



在学生・卒業生が
集う空間に末永く
顕彰いたします

特典
2

各種シンポジウムや公開講座、
成果報告会等へのご案内

特典
3

「東京大学基金」の
各種特典の適用

■ご寄付の使い道

— 駒場の未来を応援する基盤基金

駒場で学生を育む基盤となる大型環境整備

- 1号館(時計台)改修
- 駒場図書館Ⅱ期棟建設



皆様からのご寄付は
老朽化した建物・設備の
緊急対策にも使用
させていただきます

このほか駒場を進化させる3つの支援を柱に掲げています

- 学生支援
- 研究支援
- 環境改善



※これまでの実績(一例)

- ・学部学生・大学院生の部局間交流プログラム(KOMSTEP)支援
- ・国際研修渡航奨励金支給

駒場リベラルアーツ基金の詳細はこちら... 駒場リベラルアーツ基金 <https://utf.u-tokyo.ac.jp/project/pjt150>

*ご寄付は同封の振込用紙もご利用いただけます。



東大駒場友の会

■会員特典・サービス・年会費 年会費: 通常会員...5,000円
会友会員(在学生・保護者)...4,000円

- 保護者と教養学部長との懇談会への参加(2024年4月13日/詳細下記)
※詳細・申込は「東大駒場友の会」WEBサイトからご確認ください。
- 当会主催・共催の講演会等文化行事のご案内
- 駒場Iキャンパスの教育研究に関する情報提供(会報・HP)
- 各種施設の利用・優待(駒場図書館、ルヴェンソヴェール、QOMジム)

入会
特典

真船学部長と直接話ができる絶好のチャンス!

東大駒場友の会・東京大学教養学部 共催

新入生保護者と教養学部長との懇談会のご案内

2024年4月13日(土) 開場:10:00

申込締切...2024年3月25日(月)

第一部 10:30~11:30...学部長講演会『駒場の魅力』
真船文隆教養学部長
(会場:900番教室)

参加費...3,000円

定員...350名(定員に達し次第締め切ります)

第二部 11:40~12:30...キャンパスツアー

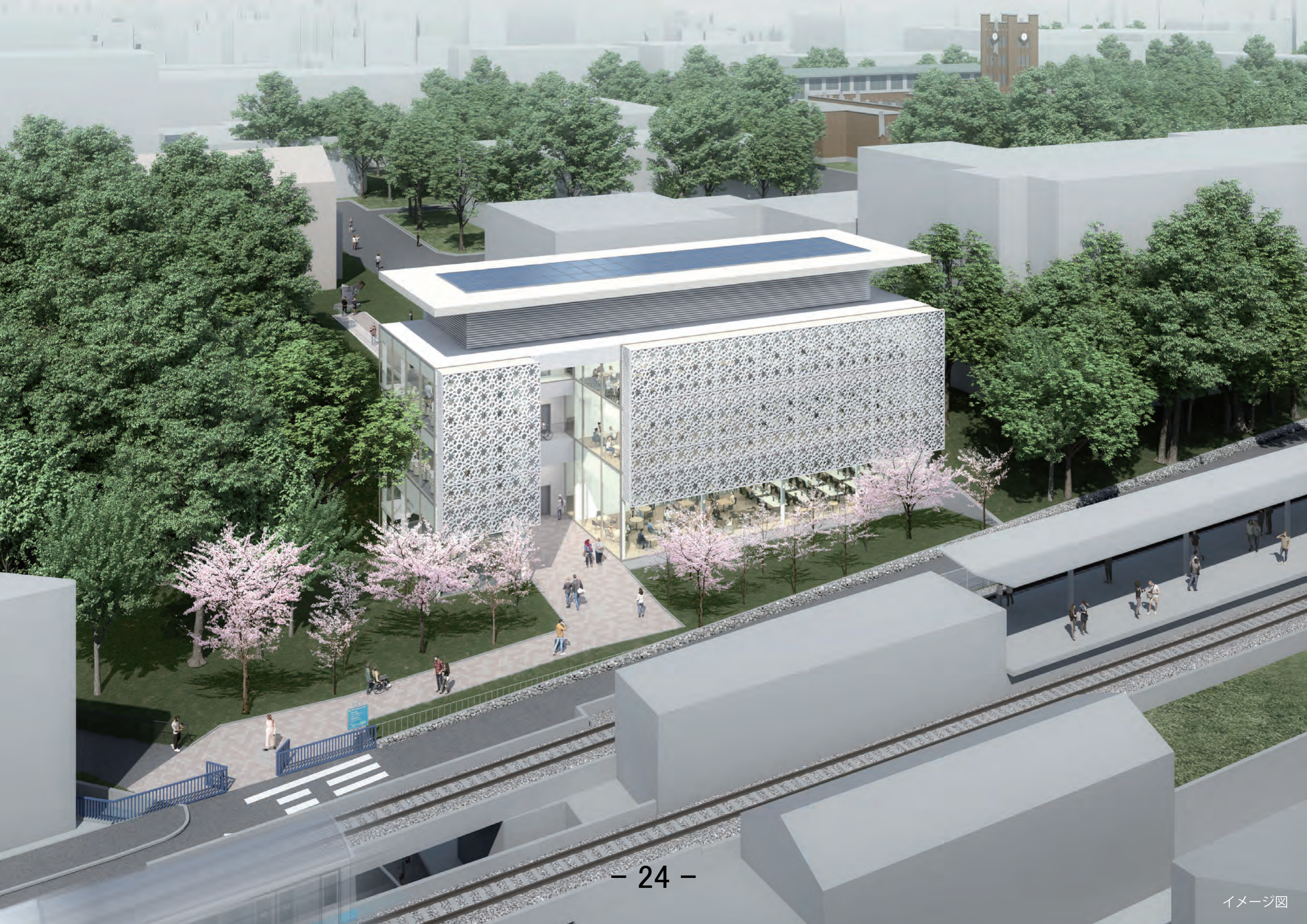
第三部 12:45~14:30...懇親会(会場:生協食堂2階)

※最新情報・申込は「東大駒場友の会」WEBサイトからご確認ください。



東大駒場友の会へのご入会はこちら... 東大駒場友の会 <https://tomonokai.c.u-tokyo.ac.jp/>











研究インテグリティ教育と研究倫理教育について

<現状> 総文の運用

対象者		研究インテグリティ 申告書	研究倫理教育	
			研究倫理教育	確認書
常勤の教員・研究者		常勤教職員用 申告事項のある場合	Green Book の通読 ただし、eAPRIN 【A-1,A-2,A-3 のい ずれか】の受講でも代替 可	確認書 A
非常勤の教員・研究者				
本研究科で研究活動を行っている 雇用関係のない研究者				
博士課程学生				
修士課程学生	※1 に該当	-	-	-
	※1 に該当しない			
事務職員等	※2 に該当	-	Green Book 第 6 章の 通読 または 東大 TV「 公的研究費 の適正執行について 」 の動画視聴	確認書 B
	※2 に該当しない			

※1 研究費を受給している者、競争的研究費・助成金に応募する者、研究プロジェクトの参加者リストに入っている者、各種実験の申請をする者

※2 秘書業務に従事している者、検収業務に関わる者、財務会計システムに登録されている者

- ✓ 2024/2/14 付けで、総括管理責任者（研究インテグリティ）から「研究インテグリティの確保に関する教育の実施について」の通知があり、独自教材開発までの当面の間の研究インテグリティの確保に関する教育用の教材として、「eAPRIN【研究インテグティとその対応】」の受講（テキストの通読とクイズの合格）するよう依頼があった。
- ✓ eAPRIN の受講には、既に所持している場合を除き、ID が必要となり、研究支援チームでの取りまとめが必要になる。
- ✓ eAPRIN の ID の取得に伴い、ID 取得者の研究倫理教育も、「eAPRIN【コース A-1（生命医科学系）、コース A-2（理工系）、コース A-3（人文系）のいずれか】」とする。

2024 年度以降の運用（案）

対象者		研究インテグリティ		研究倫理教育	
		インテグリティ教育	申告書	研究倫理教育	確認書
常勤の教員・研究者		eAPRIN 【研究インテグリティとその対応】	常勤教職員用 申告事項のある場合	eAPRIN 【A-1,A-2,A-3のいずれか】	確認書 A
非常勤の教員・研究者			非常勤教職員等用 申告事項のある場合		
本研究科で研究活動を行っている雇用関係のない研究者					
博士課程学生					
修士課程学生	※1 に該当				
	※1 に該当しない	—		Green Book の通読	—
事務職員等	※2 に該当	—		Green Book 第 6 章の通読 または 東大 TV「 公的研究費の適正執行について 」の動画視聴	確認書 B
	※2 に該当しない	—		—	—

※1 研究費を受給している者、競争的研究費・助成金に応募する者、研究プロジェクトの参加者リストに入っている者、各種実験の申請をする者

※2 秘書業務に従事している者、検収業務に関わる者、財務会計システムに登録されている者

- ✓ eAPRIN の ID の取得方法は、別途研究支援チームから連絡する。
- ✓ 本研究科で研究活動を行っている方においては、毎年度以下の 4 点を行うことになる。
「研究インテグリティの確保に関する教育」eAPRIN【研究インテグリティとその対応】の受講
「申告書」(Excel) の提出（申告事項のある場合のみ）
「研究倫理教育」eAPRIN【A-1,A-2,A-3のいずれか】の受講
「確認書 A」(直筆・PDF スキャン／紙媒体)の提出
- ✓ ※2 に該当する事務職員等においても、毎年度以下の 2 点を行うことになる。
「研究倫理教育」Green Book 第 6 章の通読または東大 TV「[公的研究費の適正執行について](#)」の動画視聴の受講
「確認書 B」(直筆・PDF スキャン／紙媒体)の提出
- ✓ 専攻・機構におかれては、確認書・申告書の取りまとめをお願いしたい。
- ✓ 本部から、研究インテグリティの申告書の提出依頼を踏まえ、研究科内の締め切り等を設定する予定。

令和6年2月14日

各 部 局 長 殿

総括管理責任者（研究インテグリティ）

理事・副学長

齊 藤 延 人

研究インテグリティの確保に関する教育の実施について

部局責任者（部局長）は、「国立大学法人東京大学における研究インテグリティの確保に関する規則」第9条第1項第3号により、研究インテグリティの確保に関する教育又は研修を実施する必要があります。

研究インテグリティの確保に関する教育用の教材について、本学においては、政府等の動向等を踏まえつつ、令和6年度に独自の教材を開発することを計画していますが、今年度以降当面の間は、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）作成の e-learning 教材（eAPRIN）「研究インテグリティとその対応」（別添資料参照）を活用することとします。

つきましては、貴部局の研究者等に対して当該教材を受講するよう周知をお願いします。

受講の手順は、別紙のフローをご確認ください。ただし、当該教材は、英語版が作成されていませんので、英語版については、作成次第改めて提供します。

また、eAPRIN の利用にあたってはアカウント登録が必要となります。同アカウント未保有の研究者等については、事務担当者による登録手続きが必要となりますので、別途、事務担当者あてに当該手続き等についてご案内します。

ご不明な点等ありましたら、本件担当までご連絡願います。

【本件担当】

本部研究倫理推進課

内線：21059、20774

Email：reseach-integrity.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

2023年
3月31日より
配信開始

研究インテグリティ教材

近年、国際交流や国際共同研究における安全保障、意図しない技術流出、研究成果や知的財産の保護に係るリスクへの対応に関して、**研究インテグリティの確保**という形で議論されています。研究者・研究機関としての規範として、研究活動の透明性を確保し、その説明責任を果たすことが求められています。

研究インテグリティについては、国際的な議論が継続しています。本教材ではそうした国際動向の展開を見据え、研究インテグリティの意味や考え方の基本を説明します。

研究インテグリティとその対応

日本語版

研究の国際化・オープン化に伴い、研究活動におけるリスクも多様化しており、政府からは「研究インテグリティの確保」という形で関連する問題が議論されています。本単元では、研究インテグリティという規範のもと、研究者・研究機関として軍事、安全保障、そして知的財産に係るリスクをどのように軽減していくかについて、その基本的な考え方について学びます。

学習目標

- 研究インテグリティという用語の意味や考え方を理解し、説明することができる
- 研究インテグリティという規範のもとリスク対応が求められる研究活動の具体例を挙げることができる
- 研究インテグリティに関わる政府の取り組みを説明することができる

目次

- はじめに
1. 研究インテグリティの意味
研究インテグリティの用語
が意味する内容
社会的課題
研究者自身によるリスク
対応
 2. 政府の取り組み
まとめ

【参考】「利益相反」に関する教材について

利益相反の管理は、研究インテグリティという規範を支えるための一つの機能として考えられます。利益相反の基本的な考え方をまとめた教材としてeAPRINに新規単元「**利益相反ダイジェスト**」が2023年3月10日にリリースされていますので、「研究インテグリティとその対応」と合わせての受講をご検討ください。

(なおeAPRINには利益相反について、各研究領域の文脈に合わせた教材も用意されています)

研究インテグリティの確保に関する教育の実施について

～eAPRIN受講の手順～

【受講の手順】 * eAPRINアカウントを保有している必要があります。

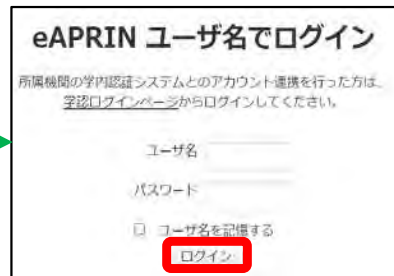
① アクセス

(<https://edu.aprin.or.jp/>)



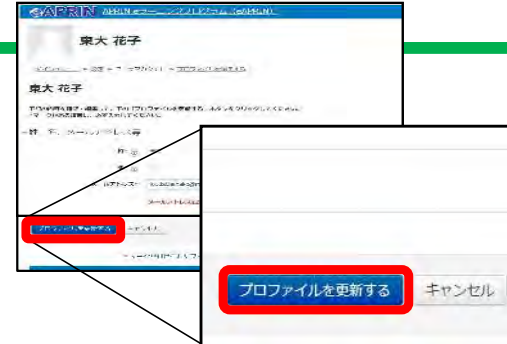
学外からでもログイン可能

② ログイン



アカウント保有者

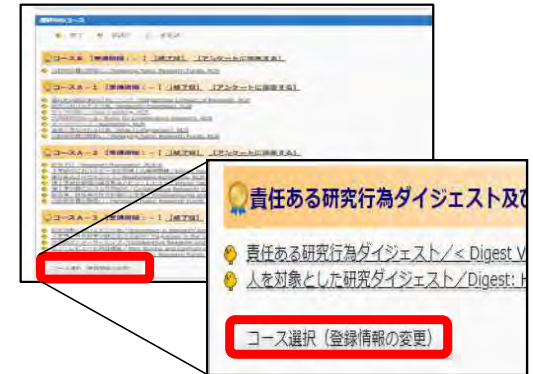
アカウント新規登録者



1. 氏名等の内容を確認
2. 【プロフィールを更新する】を押す。

③ コース選択

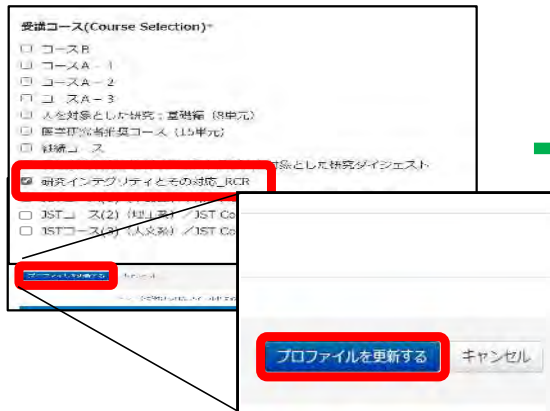
(登録情報の変更)



「選択中のコース」パネルの【コース選択 (登録情報の変更)】を選択

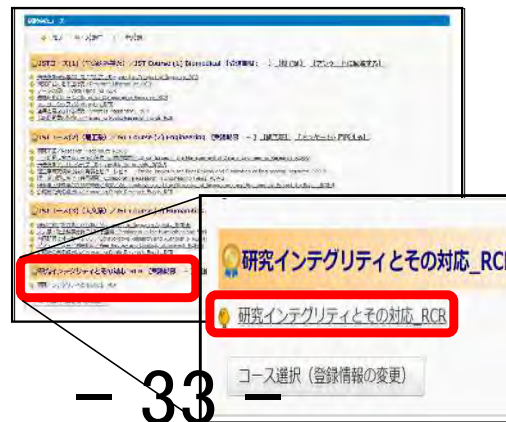
④ コース選択

(プロフィールの更新)



1. 【研究インテグリティとその対応】を選択
2. 【プロフィールを更新する】を押す。

⑤ 教材選択



「選択中のコース」パネルの【研究インテグリティとその対応】を選択

⑥ 受講



1. 【テキストを読む】を選択
 2. テキストを読み、クイズに回答
- ※クイズは80点以上で合格
 ※不合格の場合は、【もう一度クイズを受ける】を押して、再受講してください。

再入学出願者

氏 名	科 類	再入学年月日	備 考
かとう こうき 加藤 宏毅	理科一類	2024年4月1日 (1年次に再入学)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学年月日 2016年4月1日 ・ 退学年月日 2021年3月31日 (経済的理由による退学)

1. 東京大学教養学部前期課程における再入学に関する内規第3条に基づき、第4条第2項にある審査(2023/12/14開催 学部長以下、教務委員長等を含む5名で構成された委員会)において、本出願を認めたものである。
2. 東京大学教養学部前期課程における再入学に関する内規第5条第2項に基づき、面接審査(2024/2/1実施 教務委員長以下、学部長指名教員を含む3名で構成された委員による)を実施し、その結果、再入学を認めると判断したものである。
3. 再入学後、前期課程における在学年限は2年6月、前期課程における修業年限は2年、前期課程及び後期課程を通じた休学期間は6月とする。

令和5年(2023)年度教養学部卒業生数 (案)
(令和6(2024)年3月22日付)

総数 173

学科・分科名	卒業生数
教養学科 超域文化科学分科	38
文化人類学コース	5
表象文化論コース	8
比較文学比較芸術コース	4
現代思想コース	9
学際日本文化論コース	2
学際言語科学コース	9
言語態・テキスト文化論コース	1
教養学科 地域文化研究分科	25
イギリス研究コース	1
フランス研究コース	3
ドイツ研究コース	4
ロシア・東欧研究コース	0
イタリア地中海研究コース	1
北アメリカ研究コース	8
ラテンアメリカ研究コース	1
アジア・日本研究コース	7
韓国朝鮮研究コース	0
教養学科 総合社会科学分科	23
関連社会科学コース	5
国際関係論コース	18
教養学科 国際日本研究コース	6
国際日本研究コース	6
学際科学科	27
科学技術論コース	6
地理・空間コース	10
総合情報学コース	9
広域システムコース	2
学際科学科 国際環境学コース	4
国際環境学コース	4
統合自然科学科	50
数理自然科学コース	8
物質基礎科学コース	20
統合生命科学コース	13
認知行動科学コース	9

令和6年3月7日

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部国際交流センター規則の一部を改正する規則（案）

改正理由：連携組織の改編及びセンター体制の見直しに伴い、所要の改正を行う。

現 行	改 正
<p>東京大学大学院総合文化研究科・教養学部国際交流センター規則</p> <p style="text-align: right;">平成27年4月16日制定</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 センターは、<u>グローバルキャンパス推進本部国際化教育支援室駒場支部と連携のもと、留学生と外国人研究者の生活支援、国際教育の充実化及び各種国際交流事業の実施に関する支援を行い、もって国際交流活動の推進を図ることを目的とする。</u></p> <p>第3条 （略）</p> <p>（副センター長）</p> <p>第4条 センター長は、<u>副センター長を指名することができる。</u></p> <p>2 副センター長は、センター長を補佐する。</p> <p>3 副センター長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>4 副センター長が欠けたときの後任の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 センター長が欠けたときには、後任のセンター長が選出されるまでの間、副センター長がセンター長代行をつとめる。</p> <p>第5条から第11条 （略）</p>	<p>東京大学大学院総合文化研究科・教養学部国際交流センター規則</p> <p style="text-align: right;">平成27年4月16日制定</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 センターは、<u>グローバル教育センター駒場支部と連携のもと、留学生と外国人研究者の生活支援、国際教育の充実化及び各種国際交流事業の実施に関する支援を行い、もって国際交流活動の推進を図ることを目的とする。</u></p> <p>第3条 （略）</p> <p>（副センター長）</p> <p>第4条 <u>センターに、副センター長若干名を置き、総合文化研究科の教員のうちからセンター長が指名した者をもって充てる。</u></p> <p>2 副センター長は、センター長を補佐する。</p> <p>3 副センター長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>4 副センター長が欠けたときの後任の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 センター長が欠けたときには、後任のセンター長が選出されるまでの間、副センター長のうち1名がセンター長代行をつとめる。</p> <p>第5条から第11条 （略）</p>

附 則

この規則は、令和6年 月 日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

○東京大学大学院総合文化研究科・教養学部国際交流センター規則（案）

平成27年 4月16日制定
平成30年 9月20日改正
令和 2年 3月12日改正
令和 6年 3月 7日改正
教 授 会

（趣旨）

第1条 この規則は、東京大学大学院総合文化研究科組織規則第15条第4項及び東京大学教養学部組織規則第17条第4項の規定に基づき、国際交流センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定める。

（目的）

第2条 センターは、グローバル教育センター駒場支部と連携のもと、留学生と外国人研究者の生活支援、国際教育の充実化及び各種国際交流事業の実施に関する支援を行い、もって国際交流活動の推進を図ることを目的とする。

（センター長）

第3条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、総合文化研究科の教授に、研究科長が委嘱する。
- 3 センター長は、センターを統括し、これを代表する。
- 4 センター長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 センター長が欠けたときの後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

（副センター長）

第4条 センターに、副センター長若干名を置き、総合文化研究科の教員のうちからセンター長が指名した者をもって充てる。

- 2 副センター長は、センター長を補佐する。
- 3 副センター長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 副センター長が欠けたときの後任の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 センター長が欠けたときには、後任のセンター長が選出されるまでの間、副センター長のうち1名がセンター長代行をつとめる。

（運営委員会）

第5条 センターに、これを運営するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関して必要な事項は、別に定める。

（室）

第6条 センターに、次の各号に掲げる室等を置く。

- (1) グローバリゼーションオフィス

- (2) 留学生相談室
- (3) 国際研究協力室
(グローバル化セッションオフィス)

第7条 グローバリゼーションオフィスは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 留学に関する情報提供
- (2) 留学生対応、及び学内諸活動の支援に関すること
- (3) その他、国際交流（教育交流に関する事項）に必要な業務・支援に関すること
(留学生相談室)

第8条 留学生相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 留学生相談に関すること
- (2) 留学生対応、及び学内諸活動の支援に関すること
- (3) その他、留学生の教育支援に関すること
(国際研究協力室)

第9条 国際研究協力室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 国際学術交流協定や学生交流協定の締結及び更新業務
- (2) 部局間学生交流協定に基づく学生の交換留学の実施及び交換留学に関する情報提供
- (3) 国際会議、国際シンポジウム、短期の各種プログラムなどの実施に関する支援
- (4) 外国人研究者の支援に関すること
- (5) その他、国際交流（研究交流に関する事項）に必要な業務・支援に関すること
(庶務)

第10条 センターの庶務は、教務課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センターの定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月16日から施行する。
- 2 この規則の施行によって最初に委嘱されるセンター長の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。
- 3 この規則の施行によって最初に指名される副センター長の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。
- 4 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部附属国際交流センター内規（平成25年4月18日）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年9月20日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年3月7日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

国際交流協定・覚書締結計画書

提出年月日：2024/3/7

担当部局名：総合文化研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	国立台湾大学文学院	
	英語	College of Liberal Arts, National Taiwan University	
	当該国語 ※任意		
地域/国名	アジア	台湾	
設立年	1928	年設立	
設置形態	国立		
URL	https://liberal.ntu.edu.tw/home.jsp?lang=en		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	文学院:8学系、4センター、学生数約3,060人、教員・研究者数約260人		
相手国内における大学(機関)としての評価	国立台湾大学は、台湾における研究・教育面で同国をリードする大学である。文学院は、1928年に台北帝国大学に設けられた文政学部を前進としており、日本の敗戦後、文政学部が国立台湾大学の文学部と法学部に分かれた。中国文学、歴史学、哲学の三学科から始まり、その後考古人類学、外国語文学、図書館情報学、演劇学などの学科が増設され、多くの学科に修士課程、博士課程が設けられている。また、1980年代から言語センターを設置しており、中国語、外国語の教育に携わっているが、スタンフォード大学と連携してアメリカの各大学と中国語教育を担っていることは広く知られている。国立台湾大学文学院は、台湾を代表する人文学の拠点として、研究、教育面で先端的な役割を果たしている。		
その他(特色等があれば記入)	国立台湾大学文学院の英語名は、The Colledge of Liberal Arts, National Taiwan Universityで、総合文化研究科・教養学部が交流するのに相応しい相手であることがわかる。		
2.協定の内容			
今回締結を希望する協定等の種類、名称等			
協定の種類:	部局覚書		
協定名(英語):	MEMORANDUM ON STUDENT EXCHANGE PROGRAM BETWEEN GRADUATE SCHOOL OF ARTS AND SCIENCES, COLLEGE OF ARTS AND SCIENCES, THE UNIVERSITY OF TOKYO AND COLLEGE OF LIBERAL ARTS , NATIONAL TAIWAN UNIVERSITY		
協定名(英語以外):			
関係部局名:			
同時締結を希望する覚書の種類、名称等			
覚書の種類:	▼リストから選択		
覚書名(英語):			
覚書名(英語以外):			
関係部局名:			
交流分野			
国立台湾大学文学院の英語名がThe College of Liberal Arts, National Taiwan Universityであることからわかるように、本学教養学部・総合文化研究科にとって幅広い分野での研究、教育交流が行われることが期待される。特に、歴史学、中国文学、外国語文学、哲学、人類学、演劇学等を主たる交流分野とする。			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	
教員・研究者交流		学術情報及び資料の交換	
職員交流		その他	→()
単位互換	<input type="radio"/>		
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
共同研究			
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収	<input type="radio"/>	→人数(年):2人(4人/学期[学部生/大学院生])	

3.締結目的および期待される成果																																									
国立台湾大学文学院は、台湾を代表する人文学の拠点であり、中国研究や台湾研究だけでなく、様々な領域での本研究科との間で研究交流が進むことが期待される。また、先方に設けられた一部の学科は本研究科には設けられておらず、教員だけでなく、本学研究科の学生にとっても多様な研究機会を提供することにつながるだろう。また学部学生にとっても、先方に世界に知られた語学教育センターがあることなどから、多くの需要が望まれるところである。																																									
4.これまでの経緯(これまでの準備状況、交流実績等)																																									
本学と国立台湾大学には全学協定があり、学生交換についてもUSTEPなどを通じて実施されてきた。全体として先方から本学に来る学生が多かったものも、本学からも少なからぬ派遣者があり、部局間協定を締結しても需要が十分に見込まれる。また、教員交流については1990年代以来、本学部・研究科の若林正文教授(現名誉教授)が、先方の呉密察教授との間でインターカレッジの台湾史研究の研究合宿を長期にわたって実施し、本研究科からも多くの学生が参加した。その後、戦略的パートナーシッププロジェクトの下での交流活動に本研究科の教員も参加してきたが、2023年度に本研究科と国立台湾大学文学院とがパートナーとなって、全学交流の一環として教員・大学院学生のシンポジウムを実施し、本学からも川島真教授、清水剛教授、松井恵子講師が参加した。2023年のシンポジウムの準備過程で、先方から部局間学生交流覚書締結の提案があり、これまでの交流実績を踏まえて、学生交流覚書を締結に至った次第である。																																									
5.締結までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)																																									
2023年度中の締結を目指す。 2024年2月29日 国際交流・留学生委員会附議 2024年3月7日 総務委員会、教授会附議																																									
6.実施責任体制																																									
責任者 真船 文隆(総合文化研究科長・教授) (担当部局長): 幹事教職員: 川島 真(総合文化研究科・教授)																																									
7.相手側の対応組織																																									
責任者 Yu-yu CHENG(文学院院长・教授) (担当部局長): 幹事教職員: May-Shine LIN(文学院副院長・教授)																																									
8.資金計画																																									
学部学生、大学院学生の学生相互派遣については、日本台湾交流協会の提供する協定校間の学生派遣に対する補助金(奨学金)を、また教員や大学院学生の研究交流については、本学の戦略的パートナーシップ大学プロジェクトにかかる経費なども利用する予定である。																																									
9.同一校(機関)との交流の有無																																									
<input checked="" type="checkbox"/> 有	<table border="0"> <tr> <td>協定の種類: 全学協定</td> <td>担当部局: 国際戦略企画室</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2008年10月</td> <td>(最終更新年: 2022年)</td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 全学覚書</td> <td>担当部局: グローバル教育センター</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2008年10月</td> <td>(最終更新年: 2022年)</td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 部局覚書</td> <td>担当部局: 物性研究所</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2018年9月</td> <td>(最終更新年: 年)</td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 部局協定</td> <td>担当部局: 医学系研究科</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2017年7月</td> <td>(最終更新年: 年)</td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 部局覚書</td> <td>担当部局: 医学系研究科</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2012年11月</td> <td>(最終更新年: 2017年)</td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 部局覚書</td> <td>担当部局: 医学系研究科</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2017年11月</td> <td>(最終更新年: 年)</td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 部局協定</td> <td>担当部局: 工学系研究科</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2015年12月</td> <td>(最終更新年: 年)</td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 部局覚書</td> <td>担当部局: 数理科学研究科</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2018年10月</td> <td>(最終更新年: 年)</td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 部局覚書</td> <td>担当部局: 情報基盤センター</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2014年2月</td> <td>(最終更新年: 2017年)</td> </tr> <tr> <td>協定の種類: 部局覚書</td> <td>担当部局: 農学生命科学研究科</td> </tr> <tr> <td>締結年月: 2016年6月</td> <td>(最終更新年: 2021年)</td> </tr> </table>	協定の種類: 全学協定	担当部局: 国際戦略企画室	締結年月: 2008年10月	(最終更新年: 2022年)	協定の種類: 全学覚書	担当部局: グローバル教育センター	締結年月: 2008年10月	(最終更新年: 2022年)	協定の種類: 部局覚書	担当部局: 物性研究所	締結年月: 2018年9月	(最終更新年: 年)	協定の種類: 部局協定	担当部局: 医学系研究科	締結年月: 2017年7月	(最終更新年: 年)	協定の種類: 部局覚書	担当部局: 医学系研究科	締結年月: 2012年11月	(最終更新年: 2017年)	協定の種類: 部局覚書	担当部局: 医学系研究科	締結年月: 2017年11月	(最終更新年: 年)	協定の種類: 部局協定	担当部局: 工学系研究科	締結年月: 2015年12月	(最終更新年: 年)	協定の種類: 部局覚書	担当部局: 数理科学研究科	締結年月: 2018年10月	(最終更新年: 年)	協定の種類: 部局覚書	担当部局: 情報基盤センター	締結年月: 2014年2月	(最終更新年: 2017年)	協定の種類: 部局覚書	担当部局: 農学生命科学研究科	締結年月: 2016年6月	(最終更新年: 2021年)
協定の種類: 全学協定	担当部局: 国際戦略企画室																																								
締結年月: 2008年10月	(最終更新年: 2022年)																																								
協定の種類: 全学覚書	担当部局: グローバル教育センター																																								
締結年月: 2008年10月	(最終更新年: 2022年)																																								
協定の種類: 部局覚書	担当部局: 物性研究所																																								
締結年月: 2018年9月	(最終更新年: 年)																																								
協定の種類: 部局協定	担当部局: 医学系研究科																																								
締結年月: 2017年7月	(最終更新年: 年)																																								
協定の種類: 部局覚書	担当部局: 医学系研究科																																								
締結年月: 2012年11月	(最終更新年: 2017年)																																								
協定の種類: 部局覚書	担当部局: 医学系研究科																																								
締結年月: 2017年11月	(最終更新年: 年)																																								
協定の種類: 部局協定	担当部局: 工学系研究科																																								
締結年月: 2015年12月	(最終更新年: 年)																																								
協定の種類: 部局覚書	担当部局: 数理科学研究科																																								
締結年月: 2018年10月	(最終更新年: 年)																																								
協定の種類: 部局覚書	担当部局: 情報基盤センター																																								
締結年月: 2014年2月	(最終更新年: 2017年)																																								
協定の種類: 部局覚書	担当部局: 農学生命科学研究科																																								
締結年月: 2016年6月	(最終更新年: 2021年)																																								
<input type="checkbox"/> 無																																									
10.その他特記事項																																									
先方と協議した結果、本覚書は学生交流に特化した覚書として傘協定に基づかず締結することとした。																																									
本件担当部局事務																																									
部 局 名 :	総合文化研究科																																								
部 署 名 :	国際研究協力室																																								
担 当 者 名 :	松井恵子																																								
Email :	irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp																																								



**Memorandum on Student Exchange Program
between
Graduate School of Arts and Sciences,
College of Arts and Sciences,
The University of Tokyo
and
College of Liberal Arts
National Taiwan University**

The Graduate School of Arts and Sciences, the College of Arts and Sciences, the University of Tokyo (located in 3-8-1 Komaba, Meguro-ku, Tokyo 153-8902, Japan) and College of Liberal Arts, National Taiwan University (located in No. 1, Sec. 4, Roosevelt Rd., Taipei 106319, Taiwan, R.O.C.) (hereinafter referred to as the “parties”), in order to expand scholarly ties, facilitate academic cooperation, and promote mutual understanding, hereby agree to establish the following reciprocal student exchange program based upon principles of mutual benefit.

1. The International Research and Cooperation Office, Graduate School of Arts and Sciences, College of Arts and Sciences, the University of Tokyo and College of Liberal Arts, National Taiwan University shall be responsible for the administration of this exchange program.
2. “Home institution” shall mean the institution from which the student intends to graduate and receive degree; “host institution” shall mean the institution which receives the student for short-term studies from the other institution.
3. “Exchange student” shall mean the student participating in the program written in this Memorandum. Exchange students shall be enrolled as full-time and non-degree students undertaking research or taking courses at the host institution. The normal length of the stay of exchange students will be one semester or one academic year. Exchange students shall not stay longer than 12 months.
4. Exchange students are not eligible to be awarded a degree from the host institution. Upon completion of the exchange term at the host institution, the exchange students must return to their home institution.
5. Both parties may exchange up to two academic year students, including undergraduate and graduate students, during the term of this Memorandum. Two semester students are equivalent to one academic year student. It is understood that a balance in number of exchange students shall be maintained over a five-year period.
6. Exchange students will be selected by their home institution on the basis of the following criteria which shall generally apply, but may be deviated in individual cases. Thus, the student must:
 - a. have good to excellent academic record;
 - b. meet all admission or specific requirements of the home institution and host institution.

Undergraduate students seeking admission to the host institution must have completed at least 2 years of full-time study at the home institution.

7. The home institution will select applicants from its institution for exchange. The host institution retains the right to review the students nominated for exchange and to make final admission decisions. The host institution shall provide formal letters of admission and other documents for the students to enroll and study in the host institution.

8. At the end of the exchange program, the host institution should send the home institution an official transcript of credits for the exchange student. Any academic credit that the students receive from the host institution may be transferred back to the home institution in accordance with procedures determined by the home institution.
9. Exchange students shall enroll at the home institution and pay required fees to participate in the program. However, they shall be exempt from paying tuition, application, and academic fee to the host institution.
10. Both parties shall make every reasonable effort to arrange suitable accommodation and to provide advice to the exchange students. Exchange students shall be responsible for the expenses for their own food, accommodation, travel, books, transportation, passports, visas, insurance, and personal expenses.
11. Both parties shall provide the students with the necessary documents and information for visa purpose in accordance with current laws, although it is the responsibility of the individual student to obtain a visa in a timely manner.
12. Exchange students shall be responsible for obtaining non-medical and/or medical insurances that cover the entire exchange period of their studies or research before leaving the home country, and paying for expenses in excess of the coverage.
13. Both parties shall provide exchange students appropriate assistance in registration, campus life, health, language, cultural adjustments and local custom that may arise.
14. Exchange students shall be subjected to the rules and regulations of both parties. During the exchange term, exchange students will also have the rights and privileges enjoyed by all students of the host institution.
15. Each party reserves the right to dismiss any exchange student at any time for academic or personal misconduct in violation of established regulations. The dismissal of a participant shall not abrogate the agreement for the arrangements regarding other participants.
16. This Memorandum will be in effect for five years from the date of the final signature affixed below by the parties (hereinafter referred to as the "term"). The term of the Memorandum may be extended by upon agreement by both parties. Either party may terminate the Memorandum during the term by giving six months' advance notice in writing to the other party. This Memorandum is subjected to revisions, renewal and/or cancellation by mutual written consent. Exchange students who have commenced their studies or research at either institution at the date of termination may continue to complete their study.
17. This Memorandum is created in English, each of those duplicates being deemed original.

Graduate School of Arts and Sciences
 College of Arts and Sciences
 The University of Tokyo

College of Liberal Arts
 National Taiwan University

 Prof. Dr. MAFUNE Fumitaka
 Dean

 Prof. Dr. Yu-yu Cheng
 Dean

Date: _____

Date: _____

2024年度 研究科長室、専攻長・系長、図書館長、機構長、センター長等

研究科長・学部長 (2023.4.1～2025.3.31)	相関基礎科学系	真船 文隆
(選挙) 副研究科長・副学部長 (2024.4.1～2026.3.31)	超域文化科学専攻	寺田 寅彦
(選挙) 副研究科長・副学部長 (2023.4.1～2025.3.31)	広域システム科学系	増田 建
(指名) 副研究科長・副学部長 (2024.4.1～2025.3.31)	地域文化研究専攻	川喜田 敦子
(指名) 副研究科長・副学部長 (2024.4.1～2025.3.31)	生命環境科学系	道上 達男
副研究科長・副学部長	事務部長	大久保 伸一
(指名) 総長補佐 (2024.4.1～2025.3.31)	国際社会科学専攻	清水 剛
(委嘱) 研究科長補佐 (2023.10.1～2024.9.30)	地域文化研究専攻	大塚 修
(委嘱) 研究科長補佐 (2024.4.1～2025.3.31)	相関基礎科学系	柳澤 実穂
研究科長特任補佐(教育の国際化)	国際環境学教育機構	成田 大樹
研究科長特別顧問	平谷・八百屋法律事務所 弁護士	八百屋 伴声
研究科長特別顧問	名誉教授	加藤 道夫
研究科長顧問(法務)	国際社会科学専攻	小粥 太郎
研究科長顧問(国際広報)	超域文化科学専攻	John William O'Dea
言語情報科学専攻長		小林 宜子
超域文化科学専攻長		竹峰 義和
地域文化研究専攻長		和田 毅
国際社会科学専攻長		倉田 博史
広域科学専攻長		松田 恭幸
生命環境科学系長		加納 純子
相関基礎科学系長		大川 祐司
広域システム科学系長		梶田 真

駒場図書館長 (2024.4.1～2027.3.31)	石田 淳
総合文化研究科図書館長 (2024.4.1～2026.3.31)	岡本 拓司
(任命) 教養教育高度化機構長 (2023.4.1～2025.3.31)	原 和之
(任命) グローバル地域研究機構長 (2024.4.1～2026.3.31)	森井 裕一
(任命) PEAK・GPEAK統括室長 (2024.4.1～2026.3.31)	清水 剛
(任命) 国際環境学教育機構長 (2024.4.1～2026.3.31)	成田 大樹
(任命) 国際日本研究教育機構長 (2024.4.1～2026.3.31)	前島 志保
(任命) 先進科学研究機構長 (2024.4.1～2026.3.31)	福島 孝治
(任命) グローバルコミュニケーション研究センター長 (2024.4.1～2026.3.31)	森井 裕一 (2024.4.1～2025.3.31まで)
(委嘱) 国際交流センター長 (2024.4.1～2025.3.31)	川喜田 敦子
(任命) 複雑系生命システム研究センター長 (2024.4.1～2026.3.31)	澤井 哲
(任命) 進化認知科学研究センター長 (2024.4.1～2026.3.31)	四本 裕子
副研究科 長(文系 選挙) 東アジアリベラルアーツイニシアティブ長 (2024.4.1～2026.3.31)	寺田 寅彦
(任命) 共生のための国際哲学研究センター長 (2023.4.1～2025.3.31)	梶谷 真司
(任命) 駒場アカデミック・ライティング・センター長 (2024.4.1～2026.3.31)	大石 和欣

備考：研究科長に事故があるとき又はその他研究科長の職務遂行に支障のあるときは、副研究科長が以下の順により研究科長の職務を代理する。

1. 評議員の副研究科長
2. 1.でない、選挙で選出された副研究科長
3. 1.と同じ系(文・理)の指名の副研究科長